

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2024年2月8日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西尾 友宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	03-6700-4111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スーパーバランス（毎月分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

スーパーバランス（毎月分配型）（以下「当ファンド」ということがあります。）
愛称として、「やじろべえ」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の１口当たり元本は、１円（１万口当たり元本金額１万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

上限 ５,000億円

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後３時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ累積投資口座約款による契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、以下「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号： 0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス： <https://www.myam.co.jp/>

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た１口当たりの価額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

分配金再投資コース の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されません。

分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

(7) 【申込期間】

2024年2月9日から2024年8月8日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

毎月9日（休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

スーパーバランス（毎月分配型）は、日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式およびリート）にバランスよく分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内 海外	株式 債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産（ ） 資産複合

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	日々	オセアニア 中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信) 資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて、複数資産（当ファンドにおいては株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額： 上限5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリートへの投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。

- ・日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式、およびリート）にバランスよく分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

リート（REIT）とは

Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。リートは、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くのリートは、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、リートは、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、リートに投資する投資家が、配当金（もしくは分配金）として享受する仕組みになっています。

- ・運用に際して、マザーファンドを活用します。

2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

3. 運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

< 当該主要な関係法人の名称、資本金の額および関係業務の概要 >

関係法人の名称 りそなアセットマネジメント株式会社

資本金 10億円

関係業務の概要 ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言を行います。

4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[世界の6資産に分散投資]

「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせることでリスク分散させる投資方法を言います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。

世界の6資産（国内外の債券、株式、リート）に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。

経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション（資産配分）戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

<アセットアロケーション>

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%～17%
国内株式	30%	23%～37%
外国債券	30%	23%～37%
外国株式	10%	3%～17%
内外リート	20%	18%～22%
キャッシュ	0%	0%～7%

基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

[各資産の銘柄選定の方針について]

投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

- ・国内債券 安定性 信用力・流動性を考慮した国債中心の運用
- ・国内株式 成長性 東証株価指数（TOPIX）+ アルファを目指す運用
- ・外国債券 安定性・好利回り 先進国の国債中心の運用

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の採用国を主な投資対象国とします。

- ・外国株式 成長性・好配当利回り 先進国の好配当銘柄に注目した運用

MSCI-KOKUSAI（円換算ベース）の採用国を主な投資対象国とします。

- ・内外リート インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。

S&P先進国REIT指数（日本を含む、円換算ベース）に採用されている銘柄を主な投資対象とします。

- * 東証株価指数（TOPIX）、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、MSCI-KOKUSAI（円換算ベース）、S&P先進国REIT指数（日本を含む、円換算ベース）に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社J P X 総研又は株式会社J P X 総研の関連会社、FTSE Fixed Income LLC、MSCI Inc.、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービス エル エル シーに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

（２）【ファンドの沿革】

1998年12月 1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

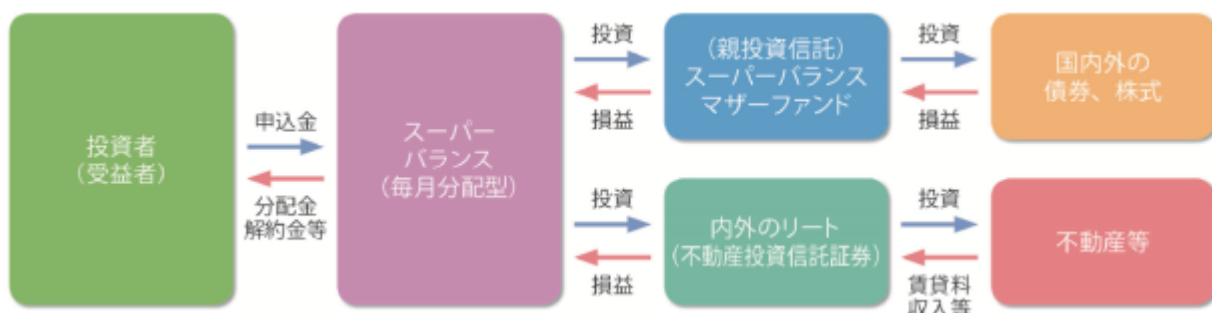
2019年 4月 1日 投資助言および情報提供先を株式会社りそな銀行からりそなアセットマネジメント株式会社に変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」および内外のリート（不動産投資信託証券）投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者） 株式会社りそな銀行

信託財産の保管・管理業務等を行います。

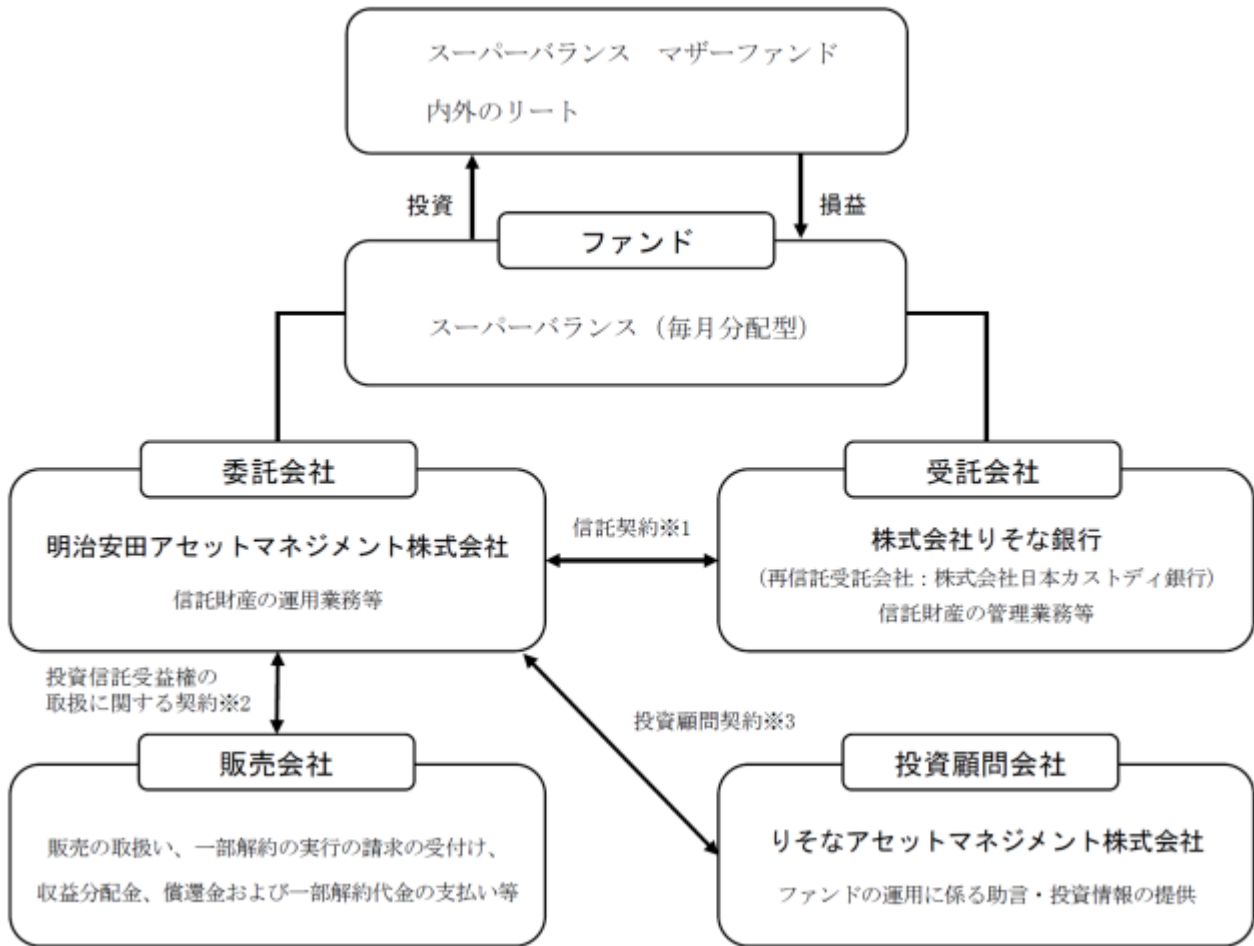
（なお、受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。）

3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

4. 投資顧問会社 りそなアセットマネジメント株式会社

運用に関する助言・情報提供を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容および方法等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

運用方針

ファンドは、日本を含む世界の債券、株式およびリート（不動産投資信託証券）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

投資態度

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリートへの投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。
2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたスーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限りません。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券の性質を有するもの
3. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、上記5.の証券を以下「公社債」といい、上記3.および4.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（参考）

親投資信託の概要

「スーパーバランス マザーファンド」

投資の基本方針

（1）基本方針

この投資信託は、内外の株式および公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

（2）運用方法

投資対象

日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。

投資態度

1. 日本を含む世界各国の株式および公社債を主要投資対象とし、資産を分散することにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行います。
2. 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 外国為替予約取引を行います。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
8. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
9. スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

（3）【運用体制】

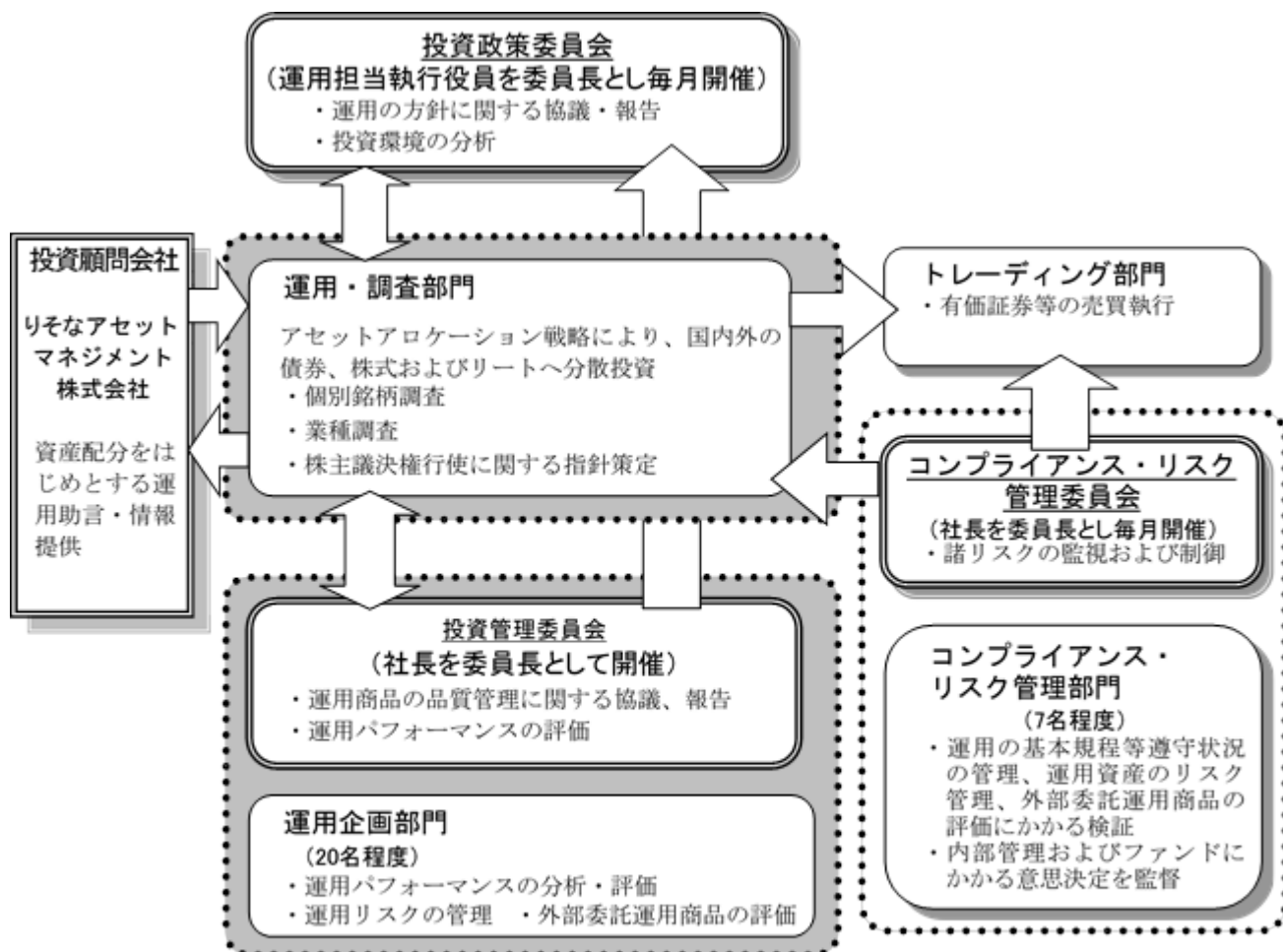
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。なお、運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から資産配分をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。必要に応じて、投資顧問会社(外部委託先)に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。必要に応じて、投資顧問会社(外部委託先)に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、2023年11月30日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ (<https://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月9日（決算日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益（評価益）等を中心にした分配を行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で、決算日の翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

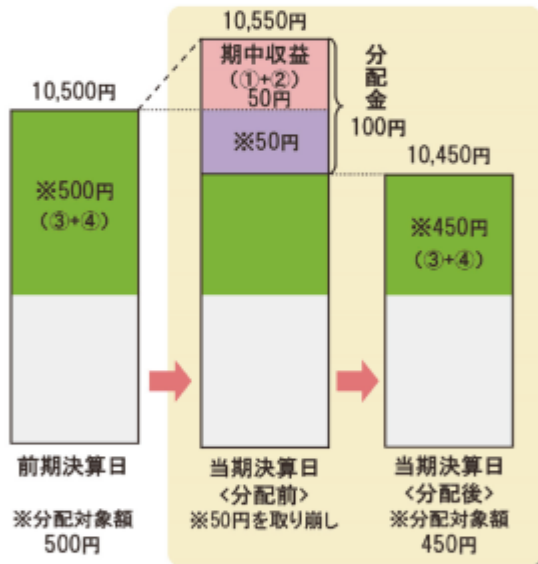


*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

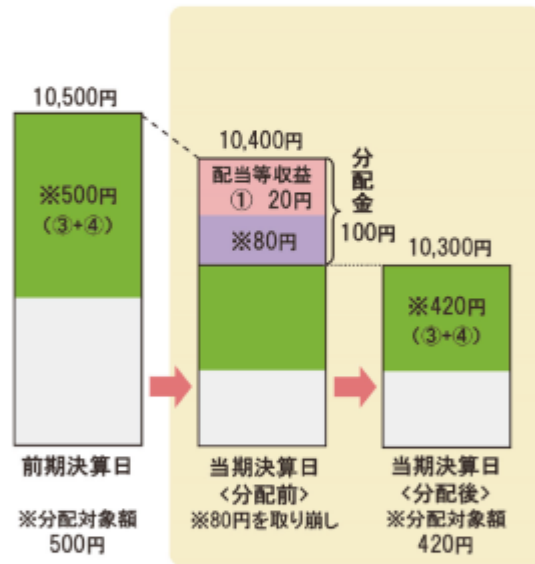
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）



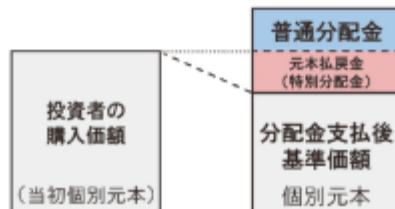
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

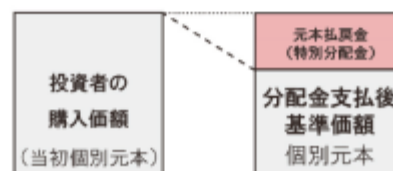
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

（５）【投資制限】**<投資信託約款に基づく主な投資制限>**

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、当ファンドの信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

1. 委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - b. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - c. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は当ファンドの信託財産中より支弁します。

<法律等で規制される投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

5. リートの主なリスク

賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリーの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リーの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。

リーに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リーの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他のリスク・留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行う部分があります。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

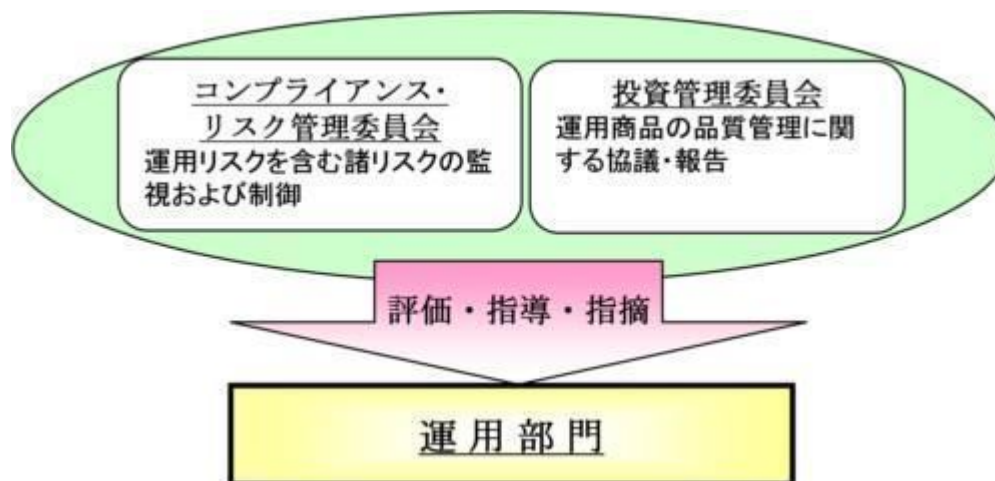
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

（２）リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

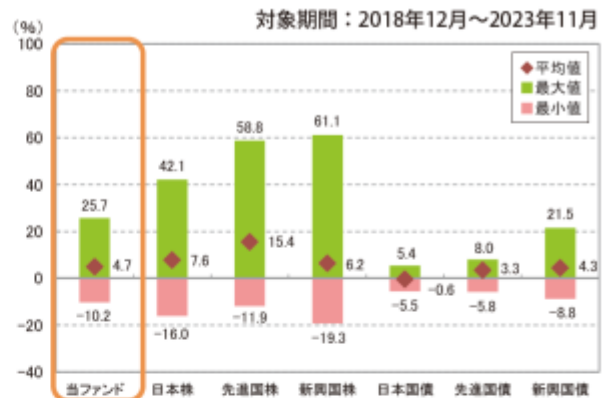
ファンドのリスク管理体制等は、2023年11月30日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

（注）海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※ 各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

< 代表的な資産クラスの指数について >

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合わせください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

信託財産留保額は、換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年1.43%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

< 内訳 >

配分	料率（年率） [各販売会社の純資産総額に応じて]			
	200億円未満 の部分	200億円以上 500億円未満の部分	500億円以上 1000億円未満の部分	1000億円以上 の部分
委託会社	0.605% (税抜0.55%)	0.55% (税抜0.5%)	0.495% (税抜0.45%)	0.44% (税抜0.4%)
販売会社	0.715% (税抜0.65%)	0.77% (税抜0.7%)	0.825% (税抜0.75%)	0.88% (税抜0.8%)
受託会社	0.11%（税抜0.1%）			
合計	1.43%（税抜1.3%）			

< 内容 >

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

委託会社の受取る信託報酬にはりそなアセットマネジメント株式会社に対する投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。

投資対象とする投資信託証券の資産運用報酬等の実質的な負担額は組入れ銘柄の見直しにより変動する為、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金（普通分配金）に対する課税 >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

< 一部解約時および償還時に対する課税 >

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税15.315%）

個別元本方式について

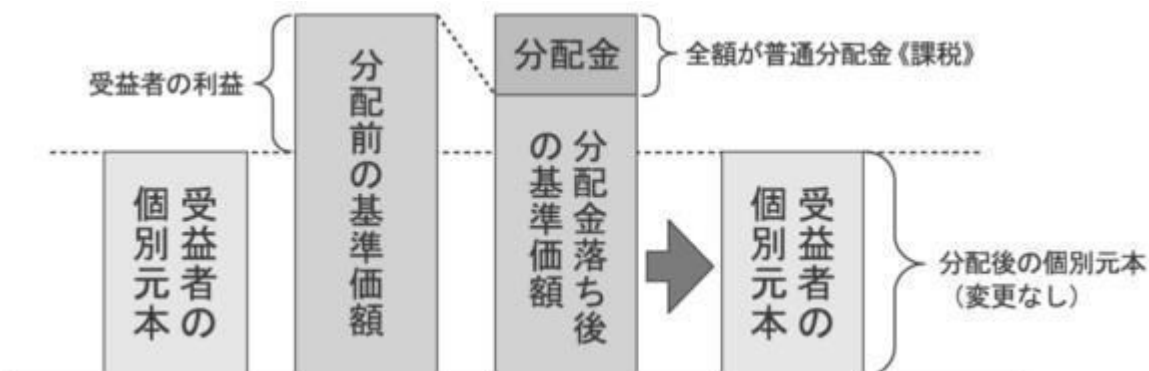
1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

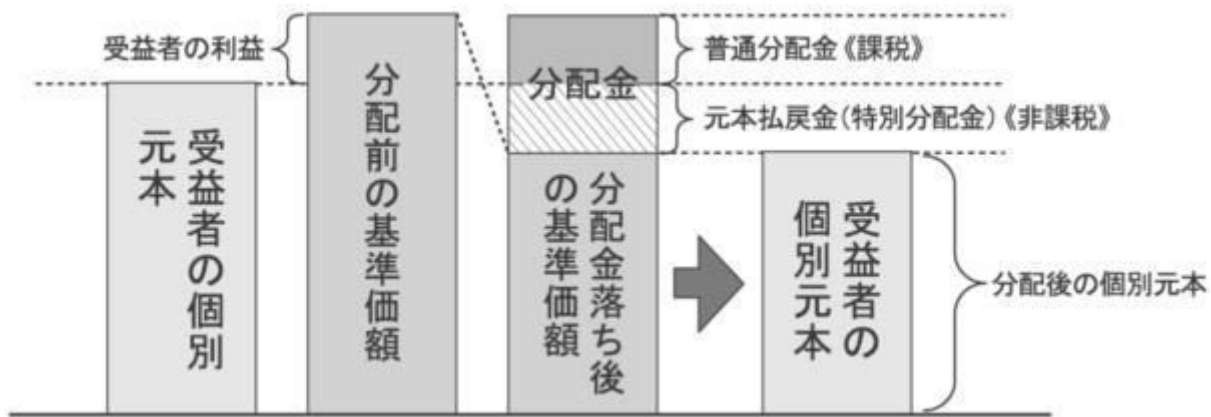
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合



2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象外です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

2024年1月よりNISA制度が新しくなりました。2023年末までに一般NISAおよびつみたてNISAにおいて購入された商品は旧NISA制度における非課税措置が適用されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は2024年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は2023年11月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1)【投資状況】

スーパーバランス（毎月分配型）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	香港	17,222,586	0.24
	カナダ	4,462,363	0.06
	シンガポール	3,447,829	0.05
	小計	25,132,778	0.35
投資証券	アメリカ	1,142,085,415	15.89
	オーストラリア	91,222,310	1.27
	日本	63,661,900	0.89
	フランス	32,551,064	0.45
	シンガポール	29,527,268	0.41
	イギリス	28,918,624	0.40
	ベルギー	9,873,242	0.14
	カナダ	3,206,370	0.04
	オランダ	1,057,083	0.01
小計	1,402,103,276	19.51	
親投資信託受益証券	日本	5,609,001,075	78.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		149,801,418	2.08
合計（純資産総額）		7,186,038,547	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

スーパーバランス（毎月分配型）

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	スーパーバランス マザーファンド	2,745,069,777	2.0240	5,556,021,229	2.0433	5,609,001,075	78.05
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	9,678	15,461.46	149,636,098	16,624.79	160,894,745	2.24
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	1,000	111,764.37	111,764,376	118,878.15	118,878,152	1.65
4	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	6,200	12,717.23	78,846,870	12,971.57	80,423,759	1.12
5	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	3,400	18,891.14	64,229,881	20,325.07	69,105,252	0.96

6	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	1,700	36,868.97	62,677,263	37,929.35	64,479,900	0.90
7	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	3,509	16,977.76	59,574,963	18,054.31	63,352,585	0.88
8	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	7,600	7,554.03	57,410,695	7,893.24	59,988,676	0.83
9	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	10,800	4,206.20	45,426,982	4,356.21	47,047,105	0.65
10	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	2,300	17,432.20	40,094,076	19,049.97	43,814,947	0.61
11	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	18,358	2,176.05	39,948,082	2,272.53	41,719,179	0.58
12	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,583	24,853.35	39,342,868	25,123.96	39,771,242	0.55
13	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	3,900	8,049.14	31,391,650	8,321.22	32,452,760	0.45
14	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	6,200	4,631.23	28,713,653	4,847.42	30,054,049	0.42
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	4,400	6,474.02	28,485,694	6,678.44	29,385,174	0.41
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,600	14,698.17	23,517,081	16,032.10	25,651,361	0.36
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,400	17,788.11	24,903,363	18,216.09	25,502,526	0.35
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	1,300	17,214.54	22,378,906	18,824.96	24,472,448	0.34
19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	700	31,014.12	21,709,885	31,212.66	21,848,866	0.30
20	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	2,300	8,065.31	18,550,234	9,146.28	21,036,452	0.29
21	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	12,918	1,436.79	18,560,578	1,532.83	19,801,167	0.28
22	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	7,667	2,372.23	18,187,957	2,564.90	19,665,094	0.27
23	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,900	9,686.03	18,403,457	10,308.13	19,585,459	0.27
24	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	3,600	5,126.86	18,456,697	5,263.63	18,949,087	0.26
25	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIES	2,800	6,654.91	18,633,769	6,747.57	18,893,201	0.26
26	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	6,500	2,681.08	17,427,059	2,797.27	18,182,264	0.25
27	アメリカ	投資証券	UDR INC	3,555	4,815.07	17,117,580	4,895.96	17,405,139	0.24
28	香港	投資信託受益証券	LINK REIT	23,500	723.45	17,001,216	732.87	17,222,586	0.24

29	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	1,300	12,924.51	16,801,865	13,199.53	17,159,392	0.24
30	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	1,800	8,921.26	16,058,279	9,040.39	16,272,707	0.23

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.35
投資証券	19.51
親投資信託受益証券	78.05
合計	97.92

【投資不動産物件】

スーパーバランス（毎月分配型）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

スーパーバランス（毎月分配型）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

スーパーバランス（毎月分配型）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17期特定期間末（2014年 5月 9日）	18,224,616,408	18,249,682,339	7,271	7,281
第18期特定期間末（2014年11月10日）	17,910,587,029	17,932,636,083	8,123	8,133
第19期特定期間末（2015年 5月11日）	16,073,531,302	16,091,753,705	8,821	8,831
第20期特定期間末（2015年11月 9日）	13,949,862,959	13,965,820,829	8,742	8,752
第21期特定期間末（2016年 5月 9日）	11,755,374,001	11,770,402,797	7,822	7,832
第22期特定期間末（2016年11月 9日）	10,548,976,606	10,563,285,185	7,372	7,382
第23期特定期間末（2017年 5月 9日）	11,016,967,934	11,030,265,873	8,285	8,295
第24期特定期間末（2017年11月 9日）	10,699,699,341	10,711,829,047	8,821	8,831
第25期特定期間末（2018年 5月 9日）	9,561,389,519	9,572,831,540	8,356	8,366
第26期特定期間末（2018年11月 9日）	9,106,596,762	9,117,522,798	8,335	8,345
第27期特定期間末（2019年 5月 9日）	8,465,570,666	8,476,040,111	8,086	8,096
第28期特定期間末（2019年11月11日）	8,432,554,028	8,442,494,101	8,483	8,493
第29期特定期間末（2020年 5月11日）	7,101,352,951	7,110,816,590	7,504	7,514
第30期特定期間末（2020年11月 9日）	7,217,845,242	7,226,985,879	7,896	7,906
第31期特定期間末（2021年 5月10日）	7,615,495,624	7,623,905,205	9,056	9,066
第32期特定期間末（2021年11月 9日）	7,603,914,667	7,611,890,275	9,534	9,544
第33期特定期間末（2022年 5月 9日）	7,288,876,214	7,296,552,240	9,496	9,506
第34期特定期間末（2022年11月 9日）	7,050,064,393	7,057,501,007	9,480	9,490
第35期特定期間末（2023年 5月 9日）	6,975,044,558	6,982,330,143	9,574	9,584
第36期特定期間末（2023年11月 9日）	7,137,987,677	7,145,027,532	10,139	10,149
2022年11月末日	7,039,725,085		9,492	
12月末日	6,700,132,015		9,043	
2023年 1月末日	6,853,187,099		9,295	
2月末日	6,890,851,657		9,386	
3月末日	6,799,759,067		9,309	
4月末日	6,890,281,739		9,450	
5月末日	6,995,056,959		9,648	
6月末日	7,334,819,491		10,179	
7月末日	7,250,329,570		10,124	
8月末日	7,295,890,835		10,238	
9月末日	7,118,385,669		10,059	
10月末日	6,893,665,832		9,783	
11月末日	7,186,038,547		10,263	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

スーパーバランス（毎月分配型）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第17期特定期間	2013年11月12日～2014年 5月 9日	60
第18期特定期間	2014年 5月10日～2014年11月10日	60
第19期特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	60
第20期特定期間	2015年 5月12日～2015年11月 9日	60
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	60
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	60
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	60
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	60
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	60
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	60
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	60
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	60
第29期特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	60
第30期特定期間	2020年 5月12日～2020年11月 9日	60
第31期特定期間	2020年11月10日～2021年 5月10日	60
第32期特定期間	2021年 5月11日～2021年11月 9日	60
第33期特定期間	2021年11月10日～2022年 5月 9日	60
第34期特定期間	2022年 5月10日～2022年11月 9日	60
第35期特定期間	2022年11月10日～2023年 5月 9日	60
第36期特定期間	2023年 5月10日～2023年11月 9日	60

【収益率の推移】

スーパーバランス（毎月分配型）

期	計算期間	収益率（％）
第17期特定期間	2013年11月12日～2014年 5月 9日	6.09
第18期特定期間	2014年 5月10日～2014年11月10日	12.54
第19期特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	9.33
第20期特定期間	2015年 5月12日～2015年11月 9日	0.22
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	9.84
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	4.99
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	13.20
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	7.19
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	4.59
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	0.47
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	2.27
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	5.65
第29期特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	10.83
第30期特定期間	2020年 5月12日～2020年11月 9日	6.02

第31期特定期間	2020年11月10日～2021年 5月10日	15.45
第32期特定期間	2021年 5月11日～2021年11月 9日	5.94
第33期特定期間	2021年11月10日～2022年 5月 9日	0.23
第34期特定期間	2022年 5月10日～2022年11月 9日	0.46
第35期特定期間	2022年11月10日～2023年 5月 9日	1.62
第36期特定期間	2023年 5月10日～2023年11月 9日	6.53

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

スーパーバランス（毎月分配型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第17期特定期間	2013年11月12日～2014年 5月 9日	41,335,052	2,829,774,820
第18期特定期間	2014年 5月10日～2014年11月10日	47,319,189	3,064,195,432
第19期特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	32,092,125	3,858,743,766
第20期特定期間	2015年 5月12日～2015年11月 9日	23,312,086	2,287,844,815
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	29,269,388	958,343,157
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	20,485,807	740,703,045
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	23,073,805	1,033,713,277
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	23,986,951	1,192,220,845
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	19,210,332	706,894,798
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	20,785,260	536,770,658
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	17,830,370	474,420,874
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	16,263,964	545,635,902
第29期特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	15,272,074	491,706,425
第30期特定期間	2020年 5月12日～2020年11月 9日	14,838,065	337,839,524
第31期特定期間	2020年11月10日～2021年 5月10日	20,194,950	751,251,712
第32期特定期間	2021年 5月11日～2021年11月 9日	11,406,809	445,379,296
第33期特定期間	2021年11月10日～2022年 5月 9日	28,939,504	328,521,766
第34期特定期間	2022年 5月10日～2022年11月 9日	25,416,433	264,828,842
第35期特定期間	2022年11月10日～2023年 5月 9日	27,769,878	178,798,738
第36期特定期間	2023年 5月10日～2023年11月 9日	26,940,221	272,669,957

(参考)

(1) 投資状況

スーパーバランス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,222,569,280	39.62
	アメリカ	370,343,270	6.60
	オーストラリア	41,967,597	0.75
	ドイツ	41,219,371	0.73
	スイス	33,180,521	0.59
	イギリス	27,097,483	0.48
	カナダ	18,556,532	0.33
	シンガポール	17,104,374	0.30
	フィンランド	15,708,443	0.28
	香港	15,009,357	0.27
	フランス	13,417,755	0.24
	イタリア	7,955,302	0.14
	スペイン	5,008,362	0.09
	スウェーデン	3,308,125	0.06
	小計	2,832,445,772	50.50
国債証券	アメリカ	1,039,030,355	18.52
	日本	429,447,380	7.66
	フランス	248,490,081	4.43
	中国	170,433,070	3.04
	ドイツ	129,588,113	2.31
	イタリア	119,755,466	2.14
	イギリス	101,618,726	1.81
	スペイン	78,247,557	1.40
	ニュージーランド	52,271,498	0.93
	ベルギー	48,848,941	0.87
	ポーランド	46,638,357	0.83
	アイルランド	44,588,873	0.79
	オーストラリア	33,691,606	0.60
	カナダ	32,891,554	0.59
	メキシコ	21,602,826	0.39
	マレーシア	12,426,760	0.22
	シンガポール	10,994,951	0.20
	イスラエル	6,703,455	0.12
	スウェーデン	5,544,754	0.10
	オランダ	4,468,013	0.08
	ノルウェー	3,516,302	0.06
小計	2,640,798,638	47.08	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		135,771,827	2.42

合計(純資産総額)	5,609,016,237	100.00
-----------	---------------	--------

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		144,765,565	2.58
	売建		145,396,441	2.59

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

スーパーバランス マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.75%		1,170,000	14,139.52	165,432,494	14,254.30	166,775,311	3.75	2030/5/31	2.97
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.625%		990,000	13,377.62	132,438,488	13,580.99	134,451,853	2.625	2029/2/15	2.40
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%		950,000	13,823.43	131,322,595	13,967.05	132,687,013	2.75	2027/4/30	2.37
4	中国	国債 証券	CHINA GOVT BOND 3.02%		6,090,000	2,101.21	127,964,288	2,113.33	128,701,994	3.02	2031/5/27	2.29
5	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4%		850,000	14,379.53	122,226,085	14,550.73	123,681,274	4	2028/6/30	2.21
6	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用 機器	41,000	2,820.26	115,630,807	2,794.50	114,574,500			2.04
7	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.75%		615,000	12,641.12	77,742,924	12,967.43	79,749,741	3.75	2043/11/15	1.42
8	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 1.75%		500,000	15,860.28	79,301,410	15,884.50	79,422,543	1.75	2024/11/25	1.42
9	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.875%		780,000	9,643.42	75,218,722	9,885.86	77,109,720	1.875	2041/2/15	1.37
10	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.625%		620,000	11,385.28	70,588,775	11,600.14	71,920,907	0.625	2030/8/15	1.28
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%		540,000	12,824.96	69,254,803	13,068.54	70,570,160	2.75	2032/8/15	1.26
12	日本	株式	三菱UFJフ ィナンシャル ・グループ	銀行業	55,800	1,222.50	68,215,500	1,255.00	70,029,000			1.25
13	日本	株式	ソニー グループ	電気 機器	5,000	13,240.00	66,200,000	12,820.00	64,100,000			1.14
14	日本	株式	東京エレクト ロン	電気 機器	2,500	21,845.00	54,612,500	24,025.00	60,062,500			1.07

15	ドイツ	国債証券	BUNDESUBL-180 0%		380,000	15,629.32	59,391,426	15,675.03	59,565,114	0	2024/10/18	1.06
16	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 0.5%		590,000	8,863.34	52,293,763	8,859.57	52,271,498	0.5	2024/5/15	0.93
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.75%		340,000	14,687.46	49,937,387	14,999.99	50,999,968	4.75	2041/2/15	0.91
18	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	283,300	169.70	48,076,010	173.10	49,039,230			0.87
19	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	6,500	6,973.14	45,325,425	7,258.00	47,177,000			0.84
20	日本	国債証券	第143回利付国債5年		47,000,000	100.13	47,062,000	100.16	47,076,140	0.1	2025/3/20	0.84
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%		380,000	12,039.05	45,748,420	12,275.74	46,647,846	1.875	2032/2/15	0.83
22	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.75%		430,000	10,657.35	45,826,621	10,847.93	46,646,101	1.75	2049/1/22	0.83
23	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT 1.1%		300,000	14,662.68	43,988,056	14,862.95	44,588,873	1.1	2029/5/15	0.79
24	イタリア	国債証券	BTPS 1.1%		290,000	14,842.76	43,044,030	15,046.27	43,634,188	1.1	2027/4/1	0.78
25	日本	株式	日立製作所	電気機器	4,100	9,784.00	40,114,400	10,285.00	42,168,500			0.75
26	日本	国債証券	第148回利付国債5年		42,000,000	99.66	41,857,200	99.87	41,946,240	0.005	2026/6/20	0.75
27	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.37%		2,030,000	2,054.50	41,706,403	2,055.71	41,731,076	2.37	2027/1/20	0.74
28	日本	株式	信越化学工業	化学	7,600	4,857.27	36,915,271	5,212.00	39,611,200			0.71
29	日本	株式	村田製作所	電気機器	13,200	2,938.50	38,788,200	2,883.50	38,062,200			0.68
30	日本	株式	キーエンス	電気機器	600	61,060.28	36,636,172	63,350.00	38,010,000			0.68

□.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------

株式	国内	水産・農林業	0.03
		鉱業	0.21
		建設業	1.05
		食料品	1.06
		繊維製品	0.08
		パルプ・紙	0.03
		化学	2.04
		医薬品	1.91
		石油・石炭製品	0.36
		ゴム製品	0.59
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.61
		非鉄金属	0.31
		金属製品	0.11
		機械	1.87
		電気機器	7.19
		輸送用機器	3.28
		精密機器	0.65
		その他製品	0.83
		電気・ガス業	0.64
		陸運業	0.67
		海運業	0.25
		空運業	0.26
		倉庫・運輸関連業	0.02
		情報・通信業	2.52
		卸売業	2.39
		小売業	2.30
		銀行業	3.07
		証券、商品先物取引業	0.42
		保険業	1.11
		その他金融業	0.42
		不動産業	1.00
		サービス業	1.70
	外国	不動産管理・開発	0.20
		エネルギー	0.49
		素材	0.26
		資本財	0.19
		耐久消費財・アパレル	0.23
		消費者サービス	0.03
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.21
		生活必需品流通・小売り	0.12
		食品・飲料・タバコ	0.54
		ヘルスケア機器・サービス	0.15

		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.83
		銀行	0.87
		金融サービス	0.68
		保険	1.20
		ソフトウェア・サービス	0.69
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.75
		電気通信サービス	1.01
		公益事業	1.64
		半導体・半導体製造装置	0.79
	国債証券		47.08
	合計		97.58

投資不動産物件

スーパーバランス マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

スーパーバランス マザーファンド

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	590,567.97	86,939,346	86,798,609	1.54
	ユーロ	買建	62,001.35	10,043,017	10,009,051	0.17
	ニュージーランドドル	買建	264,088.08	24,007,904	23,937,841	0.42
	人民元	買建	1,166,464.21	24,102,883	24,020,064	0.42
	米ドル	売建	712,052.06	104,823,397	104,653,709	1.86
	ユーロ	売建	252,382.00	40,880,992	40,742,732	0.72

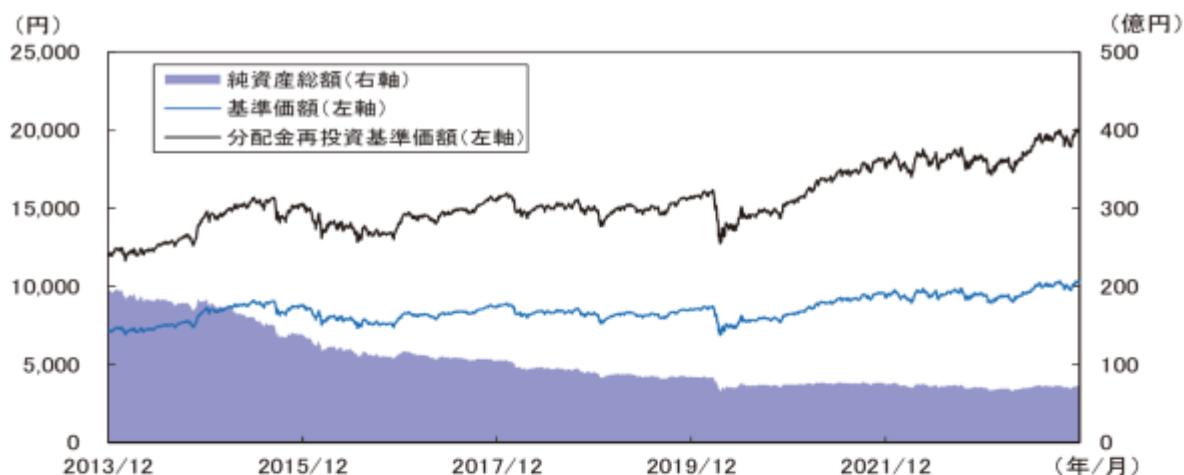
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

参考情報

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2023年11月30日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

基準価額	10,263円	純資産総額	71億円
------	---------	-------	------

分配の推移

分配金の推移	
2023年11月	10円
2023年10月	10円
2023年 9月	10円
2023年 8月	10円
2023年 7月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	5,515円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
スーパーバランス マザーファンド	78.05
内外リート	19.86
その他の資産（負債控除後）	2.08

スーパーバランス マザーファンドの資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
株式	50.50
国債証券	47.08
その他の資産（負債控除後）	2.42

組入上位10銘柄（内外リート）

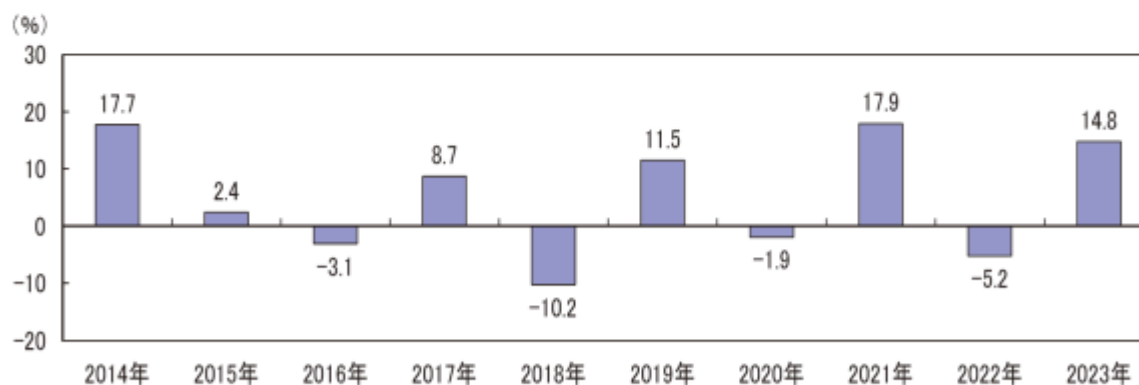
順位	銘柄名	国/地域	投資比率(%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	2.24
2	EQUINIX INC	アメリカ	1.65
3	WELLTOWER INC	アメリカ	1.12
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	0.96
5	PUBLIC STORAGE	アメリカ	0.90
6	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	0.88
7	REALTY INCOME CORP	アメリカ	0.83
8	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	0.65
9	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	0.61
10	GOODMAN GROUP	オーストラリア	0.58

※投資比率は対純資産総額比

組入上位10銘柄（スーパーバランス マザーファンド）

順位	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 3.75%	アメリカ	国債証券	2.97
2	US TREASURY N/B 2.625%	アメリカ	国債証券	2.40
3	US TREASURY N/B 2.75%	アメリカ	国債証券	2.37
4	CHINA GOVT BOND 3.02%	中国	国債証券	2.29
5	US TREASURY N/B 4%	アメリカ	国債証券	2.21
6	トヨタ自動車	日本	株式	2.04
7	US TREASURY N/B 3.75%	アメリカ	国債証券	1.42
8	FRANCE O.A.T. 1.75%	フランス	国債証券	1.42
9	US TREASURY N/B 1.875%	アメリカ	国債証券	1.37
10	US TREASURY N/B 0.625%	アメリカ	国債証券	1.28

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

 年間収益率の推移(暦年ベース)


※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと算出しています。

※2023年は11月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。
販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。
申込手数料につきましては、詳しくは販売会社にお問合せください。
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位とします。
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金を税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合わせください。
「分配金再投資コース」を選択する場合であっても、販売会社により、定期引出契約（名称が異なる場合があります。）を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。
前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金（解約）手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記1.の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部解約により、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権総口数が10億口を下回る事となった場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

(4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとしします。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期特定期間（2023年5月10日から2023年11月9日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【スーパーバランス（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第35期特定期間末 2023年 5月 9日現在	第36期特定期間末 2023年11月 9日現在
資産の部		
流動資産		
預金	22,614,692	35,945,194
金銭信託	94,432,680	-
コール・ローン	-	36,202,164
投資信託受益証券	29,667,679	25,215,602
投資証券	1,377,338,840	1,399,533,848
親投資信託受益証券	5,465,345,619	5,656,204,371
未収入金	46,851	35,061
未収配当金	2,126,357	1,673,876
流動資産合計	6,991,572,718	7,154,810,116
資産合計	6,991,572,718	7,154,810,116
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	705	-
未払収益分配金	7,285,585	7,039,855
未払解約金	1,383,449	1,527,323
未払受託者報酬	601,263	632,520
未払委託者報酬	7,215,192	7,590,221
未払利息	-	99
その他未払費用	41,966	32,421
流動負債合計	16,528,160	16,822,439
負債合計	16,528,160	16,822,439
純資産の部		
元本等		
元本	7,285,585,204	7,039,855,468
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	310,540,646	98,132,209
（分配準備積立金）	449,965,692	672,115,874
元本等合計	6,975,044,558	7,137,987,677
純資産合計	6,975,044,558	7,137,987,677
負債純資産合計	6,991,572,718	7,154,810,116

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第35期特定期間 自 2022年11月10日 至 2023年 5月 9日	第36期特定期間 自 2023年 5月10日 至 2023年11月 9日
営業収益		
受取配当金	23,971,555	26,844,591
有価証券売買等損益	214,455,704	329,177,278
為替差損益	79,743,039	147,405,562
営業収益合計	158,684,220	503,427,431
営業費用		
支払利息	-	25,492
受託者報酬	3,738,105	3,951,563
委託者報酬	44,857,210	47,418,676
その他費用	709,636	817,807
営業費用合計	49,304,951	52,213,538
営業利益又は営業損失 ()	109,379,269	451,213,893
経常利益又は経常損失 ()	109,379,269	451,213,893
当期純利益又は当期純損失 ()	109,379,269	451,213,893
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	241,805	2,586,167
期首剰余金又は期首欠損金 ()	386,549,671	310,540,646
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,772,172	3,680,527
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,772,172	3,520,379
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	160,148
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,797,712	843,095
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	707,768
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,797,712	135,327
分配金	44,102,899	42,792,303
期末剰余金又は期末欠損金 ()	310,540,646	98,132,209

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>（ 1 ）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>（ 2 ）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>（ 3 ）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>（ 4 ）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>（ 1 ）受取配当金の計上基準 国内投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>投資信託受益証券についての受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>（ 2 ）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>（ 3 ）為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの特定期間は2023年 5月10日から2023年11月 9日までとなっております。</p>

（ 重要な会計上の見積りに関する注記 ）

該当事項はありません。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第35期特定期間末 2023年 5月 9日現在		第36期特定期間末 2023年11月 9日現在	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	7,285,585,204口	1. 特定期間の末日における受益権の総数	7,039,855,468口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	310,540,646円	2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	
3. 1口当たり純資産額	0.9574円	3. 1口当たり純資産額	1.0139円

(10,000口当たり純資産額)	(9,574円)	(10,000口当たり純資産額)	(10,139円)
------------------	----------	------------------	-----------

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第35期特定期間 自 2022年11月10日 至 2023年 5月 9日		第36期特定期間 自 2023年 5月10日 至 2023年11月 9日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
第207期		第213期	
2022年11月10日		2023年 5月10日	
2022年12月 9日		2023年 6月 9日	
A	費用控除後の配当等収益額 2,412,107円	A	費用控除後の配当等収益額 10,989,600円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円
C	収益調整金額 52,811,258円	C	収益調整金額 52,878,922円
D	分配準備積立金額 439,025,694円	D	分配準備積立金額 446,945,095円
E	当ファンドの分配対象収益額 494,249,059円	E	当ファンドの分配対象収益額 510,813,617円
F	当ファンドの期末残存口数 7,419,863,432口	F	当ファンドの期末残存口数 7,238,588,477口
G	10,000口当たり収益分配対象額 666円	G	10,000口当たり収益分配対象額 705円
H	10,000口当たり分配金額 10円	H	10,000口当たり分配金額 10円
I	収益分配金金額 7,419,863円	I	収益分配金金額 7,238,588円
第208期		第214期	
2022年12月10日		2023年 6月10日	
2023年 1月10日		2023年 7月10日	
A	費用控除後の配当等収益額 6,623,969円	A	費用控除後の配当等収益額 18,401,925円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 67,139,440円
C	収益調整金額 53,181,087円	C	収益調整金額 52,720,094円
D	分配準備積立金額 433,007,334円	D	分配準備積立金額 447,973,079円
E	当ファンドの分配対象収益額 492,812,390円	E	当ファンドの分配対象収益額 586,234,538円
F	当ファンドの期末残存口数 7,409,244,544口	F	当ファンドの期末残存口数 7,195,755,051口
G	10,000口当たり収益分配対象額 665円	G	10,000口当たり収益分配対象額 814円
H	10,000口当たり分配金額 10円	H	10,000口当たり分配金額 10円
I	収益分配金金額 7,409,244円	I	収益分配金金額 7,195,755円
第209期		第215期	
2023年 1月11日		2023年 7月11日	
2023年 2月 9日		2023年 8月 9日	
A	費用控除後の配当等収益額 5,308,691円	A	費用控除後の配当等収益額 6,709,037円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 67,196,149円
C	収益調整金額 52,995,531円	C	収益調整金額 52,682,291円
D	分配準備積立金額 429,025,827円	D	分配準備積立金額 523,058,087円
E	当ファンドの分配対象収益額 487,330,049円	E	当ファンドの分配対象収益額 649,645,564円
F	当ファンドの期末残存口数 7,355,793,337口	F	当ファンドの期末残存口数 7,153,300,779口
G	10,000口当たり収益分配対象額 662円	G	10,000口当たり収益分配対象額 908円
H	10,000口当たり分配金額 10円	H	10,000口当たり分配金額 10円
I	収益分配金金額 7,355,793円	I	収益分配金金額 7,153,300円
第210期		第216期	
2023年 2月10日		2023年 8月10日	
2023年 3月 9日		2023年 9月11日	
A	費用控除後の配当等収益額 10,682,463円	A	費用控除後の配当等収益額 11,548,772円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	71,103,950円
C	収益調整金額	52,994,490円	C	収益調整金額	53,044,302円
D	分配準備積立金額	425,520,293円	D	分配準備積立金額	583,964,209円
E	当ファンドの分配対象収益額	489,197,246円	E	当ファンドの分配対象収益額	719,661,233円
F	当ファンドの期末残存口数	7,332,380,862口	F	当ファンドの期末残存口数	7,089,997,193口
G	10,000口当たり収益分配対象額	667円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,015円
H	10,000口当たり分配金額	10円	H	10,000口当たり分配金額	10円
I	収益分配金金額 第211期 2023年 3月10日 2023年 4月10日	7,332,380円	I	収益分配金金額 第217期 2023年 9月12日 2023年10月10日	7,089,997円
A	費用控除後の配当等収益額	30,452,761円	A	費用控除後の配当等収益額	25,489,067円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C	収益調整金額	52,890,055円	C	収益調整金額	53,419,286円
D	分配準備積立金額	426,950,241円	D	分配準備積立金額	657,697,293円
E	当ファンドの分配対象収益額	510,293,057円	E	当ファンドの分配対象収益額	736,605,646円
F	当ファンドの期末残存口数	7,300,034,140口	F	当ファンドの期末残存口数	7,074,808,516口
G	10,000口当たり収益分配対象額	699円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,041円
H	10,000口当たり分配金額	10円	H	10,000口当たり分配金額	10円
I	収益分配金金額 第212期 2023年 4月11日 2023年 5月 9日	7,300,034円	I	収益分配金金額 第218期 2023年10月11日 2023年11月 9日	7,074,808円
A	費用控除後の配当等収益額	8,186,497円	A	費用控除後の配当等収益額	6,443,329円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C	収益調整金額	52,972,267円	C	収益調整金額	53,317,478円
D	分配準備積立金額	449,064,780円	D	分配準備積立金額	672,712,400円
E	当ファンドの分配対象収益額	510,223,544円	E	当ファンドの分配対象収益額	732,473,207円
F	当ファンドの期末残存口数	7,285,585,204口	F	当ファンドの期末残存口数	7,039,855,468口
G	10,000口当たり収益分配対象額	700円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,040円
H	10,000口当たり分配金額	10円	H	10,000口当たり分配金額	10円
I	収益分配金金額	7,285,585円	I	収益分配金金額	7,039,855円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第35期特定期間 自 2022年11月10日 至 2023年 5月 9日	第36期特定期間 自 2023年 5月10日 至 2023年11月 9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（デリバティブ取引に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」の通りであります。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスク等の低減、外貨建資金の受渡または効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。</p> <p>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。</p> <p>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。</p> <p>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p>	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

	第35期特定期間末 2023年 5月 9日現在	第36期特定期間末 2023年11月 9日現在
--	----------------------------	----------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 デリバティブ取引 該当事項はありません。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第35期特定期間 自 2022年11月10日 至 2023年 5月 9日	第36期特定期間 自 2023年 5月10日 至 2023年11月 9日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	551,559	495,413
投資証券	35,380,621	4,711,423
親投資信託受益証券	162,328,311	91,941,267
合計	198,260,491	97,148,103

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

第35期特定期間末

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	10,146,000	-	10,146,705	705
	米ドル	10,146,000	-	10,146,705	705
	合計	10,146,000	-	10,146,705	705

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートをを用いて評価しております。
- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

第36期特定期間末

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第35期特定期間 自 2022年11月10日 至 2023年 5月 9日	第36期特定期間 自 2023年 5月10日 至 2023年11月 9日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

	第35期特定期間 自 2022年11月10日 至 2023年 5月 9日	第36期特定期間 自 2023年 5月10日 至 2023年11月 9日
期首元本額	7,436,614,064円	7,285,585,204円
期中追加設定元本額	27,769,878円	26,940,221円
期中一部解約元本額	178,798,738円	272,669,957円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	GLP投資法人	49	6,659,100	
		日本プロロジスリート投資法人	28	7,750,400	
		野村不動産マスターファンド投資法人	50	8,325,000	
		日本ビルファンド投資法人	18	10,872,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	15	8,370,000	
		日本都市ファンド投資法人	76	7,356,800	
		大和ハウスリート投資法人	23	6,212,300	
	投資証券 小計		259	55,545,600	
	親投資信託受益証券	スーパーバランス マザーファンド	2,794,567,377	5,656,204,371	
親投資信託受益証券 小計		2,794,567,377	5,656,204,371		
日本円合計			2,794,567,636	5,711,749,971	

米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,100	209,874.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	3,600	125,496.00	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	1,724	11,050.84	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,583	267,511.17	
		BOSTON PROPERTIES INC	2,200	120,912.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,300	114,244.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	3,400	436,730.00	
		EQUINIX INC	1,000	759,940.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,900	125,134.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	3,900	213,447.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	800	168,704.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,300	272,619.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	2,800	126,700.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	4,100	60,762.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	6,800	112,132.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	8,667	139,798.71	
		INVITATION HOMES INC	6,700	210,983.00	
		KIMCO REALTY CORP	7,500	136,725.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,400	169,330.00	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	153	1,958.40	
		PROLOGIS INC	10,178	1,070,013.14	
		PUBLIC STORAGE	1,800	451,242.00	
		REALTY INCOME CORP	6,900	353,280.00	
		REGENCY CENTERS CORP	1,800	109,188.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	3,909	451,254.96	
		SUN COMMUNITIES INC	1,500	175,575.00	
UDR INC	3,555	116,390.70			
VENTAS INC	4,800	211,296.00			
VICI PROPERTIES INC	10,800	308,880.00			
WELLTOWER INC	5,300	457,761.00			
WP CAREY INC	2,300	126,132.00			
米ドル合計		116,769	7,615,063.92	(1,150,483,857)	

カナダドル	投資信託受益証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	900	40,140.00	
	投資信託受益証券 小計		900	40,140.00	(4,395,330)
	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	1,700	29,325.00	
	投資証券 小計		1,700	29,325.00	(3,211,087)
カナダドル合計			2,600	69,465.00	(7,606,417)
ユーロ	投資証券	CONFINIMMO	324	19,942.20	
		COVIVIO	498	21,314.40	
		GECINA SA	563	54,273.20	
		KLEPIERRE	2,025	45,805.50	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,322	66,523.04	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	1,567	38,328.82	
		WERELDHAVE NV	425	6,281.50	
ユーロ合計			6,724	252,468.66	(40,821,657)
イギリス ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	7,763	46,671.15	
		SEGRO PLC	14,821	114,032.77	
イギリスポンド合計			22,584	160,703.92	(29,805,756)
オースト ラリアド ル	投資証券	DEXUS/AU	12,532	86,721.44	
		GOODMAN GROUP	19,932	445,081.56	
		GPT GROUP	20,914	81,982.88	
		SCENTRE GROUP	57,187	146,970.59	
		STOCKLAND	26,707	103,089.02	
		VICINITY CENTERS	41,781	75,205.80	
オーストラリアドル合計			179,053	939,051.29	(90,843,821)
香港ドル	投資信託受益証券	LINK REIT	23,500	902,400.00	
香港ドル合計			23,500	902,400.00	(17,443,392)

シンガポールドル	投資信託受益証券	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIA	22,800	30,324.00	
	投資信託受益証券 小計		22,800	30,324.00	(3,376,880)
	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	35,200	95,392.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	58,336	106,754.88	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	36,800	56,672.00	
投資証券 小計		130,336	258,818.88	(28,822,070)	
シンガポールドル合計			153,136	289,142.88	(32,198,950)
合計				7,080,953,821	(1,369,203,850)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	投資証券 31銘柄		16.1%	84.1%
カナダドル	投資信託受益証券 1銘柄	0.1%		0.3%
	投資証券 1銘柄		0.0%	0.2%
ユーロ	投資証券 7銘柄		0.6%	3.0%
イギリスポンド	投資証券 2銘柄		0.4%	2.2%
オーストラリアドル	投資証券 6銘柄		1.3%	6.6%
香港ドル	投資信託受益証券 1銘柄	0.2%		1.3%
シンガポールドル	投資信託受益証券 1銘柄	0.0%		0.2%
	投資証券 3銘柄		0.4%	2.1%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

スーパーバランス マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2023年11月 9日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	74,360,397
コール・ローン	116,841,382
株式	2,786,122,082
国債証券	2,635,509,773
未収入金	130,817,668
未収配当金	20,594,886
未収利息	14,780,591
前払費用	4,845,590
流動資産合計	5,783,872,369
資産合計	5,783,872,369
負債の部	
流動負債	
未払金	127,702,443
未払利息	320
その他未払費用	545
流動負債合計	127,703,308
負債合計	127,703,308
純資産の部	
元本等	
元本	2,794,567,377
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,861,601,684
元本等合計	5,656,169,061
純資産合計	5,656,169,061
負債純資産合計	5,783,872,369

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2023年11月 9日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年 5月10日
期首元本額	2,924,834,432円
期末元本額	2,794,567,377円
期中追加設定元本額	-円
期中一部解約元本額	130,267,055円
元本の内訳	
スーパーバランス（毎月分配型）	2,794,567,377円
2. 1口当たり純資産額	2.0240円
(10,000口当たり純資産額)	(20,240円)

（注）* は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

日本円	ニッセイ	2,500	692.30	1,730,750	
	I N P E X	4,500	2,065.00	9,292,500	
	石油資源開発	400	4,935.00	1,974,000	
	安藤・間	1,600	1,050.00	1,680,000	
	大成建設	700	5,064.00	3,544,800	
	大林組	800	1,281.50	1,025,200	
	清水建設	10,200	928.70	9,472,740	
	長谷工コーポレーション	5,700	1,836.50	10,468,050	
	戸田建設	100	852.40	85,240	
	熊谷組	800	3,550.00	2,840,000	
	五洋建設	7,000	833.30	5,833,100	
	積水ハウス	6,000	2,978.00	17,868,000	
	中電工	900	2,381.00	2,142,900	
	きんでん	3,600	2,266.50	8,159,400	
	日比谷総合設備	500	2,269.00	1,134,500	
	森永製菓	3,500	5,202.00	18,207,000	
	カルビー	1,000	2,664.00	2,664,000	
	ヤクルト本社	100	3,714.00	371,400	
	日本ハム	100	4,324.00	432,400	
	アサヒグループホールディングス	3,100	5,672.00	17,583,200	
	キリンホールディングス	500	2,171.50	1,085,750	
	サントリー食品インターナショナル	800	4,640.00	3,712,000	
	伊藤園	1,800	4,765.00	8,577,000	
	キューピー	100	2,539.00	253,900	
	アリアケジャパン	200	4,980.00	996,000	
	日清食品ホールディングス	500	13,850.00	6,925,000	
	日本たばこ産業	5,100	3,676.00	18,747,600	
	グンゼ	500	4,840.00	2,420,000	
	東洋紡	100	1,013.00	101,300	
	東レ	1,400	747.60	1,046,640	
	ワコールホールディングス	300	3,471.00	1,041,300	
	王子ホールディングス	3,500	571.70	2,000,950	
	旭化成	1,600	1,005.50	1,608,800	
	住友化学	900	375.40	337,860	
	日産化学	1,700	6,456.00	10,975,200	
	東ソー	600	1,860.00	1,116,000	
	信越化学工業	6,500	4,815.00	31,297,500	
	東京応化工業	800	9,074.00	7,259,200	
	三菱ケミカルグループ	8,500	942.80	8,013,800	

ダイセル	800	1,458.50	1,166,800
アイカ工業	300	3,370.00	1,011,000
UBE	400	2,323.50	929,400
日本化薬	400	1,296.50	518,600
花王	1,000	5,638.00	5,638,000
DIC	1,000	2,406.00	2,406,000
サカタインクス	2,100	1,283.00	2,694,300
東洋インキSCホールディングス	1,100	2,500.00	2,750,000
富士フイルムホールディングス	1,500	8,632.00	12,948,000
資生堂	1,000	4,891.00	4,891,000
ライオン	1,400	1,291.50	1,808,100
マンダム	200	1,261.00	252,200
ポララ・オルビスホールディングス	600	1,544.00	926,400
ノエビアホールディングス	500	5,290.00	2,645,000
小林製薬	1,000	6,941.00	6,941,000
日東電工	100	10,270.00	1,027,000
ユニ・チャーム	1,400	4,897.00	6,855,800
協和キリン	1,300	2,457.50	3,194,750
武田薬品工業	6,500	4,157.00	27,020,500
アステラス製薬	3,200	1,807.50	5,784,000
塩野義製薬	2,000	7,079.00	14,158,000
中外製薬	3,000	4,769.00	14,307,000
小野薬品工業	1,400	2,656.00	3,718,400
参天製薬	2,500	1,393.50	3,483,750
ゼリア新薬工業	100	1,903.00	190,300
第一三共	5,200	4,130.00	21,476,000
大塚ホールディングス	2,300	5,421.00	12,468,300
出光興産	700	3,312.00	2,318,400
ENEOSホールディングス	30,100	536.10	16,136,610
横浜ゴム	1,000	2,951.00	2,951,000
TOYO TIRE	1,100	2,294.50	2,523,950
ブリヂストン	4,000	5,946.00	23,784,000
住友ゴム工業	5,300	1,573.00	8,336,900
日東紡績	700	4,120.00	2,884,000
AGC	2,100	5,225.00	10,972,500
住友大阪セメント	500	3,525.00	1,762,500
日本碍子	200	1,887.00	377,400
日本特殊陶業	2,700	3,360.00	9,072,000
日本製鉄	5,500	3,209.00	17,649,500

J F E ホールディングス	1,800	2,137.50	3,847,500
東京製鐵	5,200	1,760.00	9,152,000
三菱マテリアル	1,200	2,380.00	2,856,000
住友金属鉱山	500	4,174.00	2,087,000
古河機械金属	800	1,938.00	1,550,400
古河電気工業	100	2,324.50	232,450
住友電気工業	900	1,800.00	1,620,000
S W C C	3,000	2,408.00	7,224,000
A R E ホールディングス	500	1,880.00	940,000
東洋製罐グループホールディングス	1,300	2,354.50	3,060,850
L I X I L	1,900	1,735.00	3,296,500
芝浦機械	700	3,655.00	2,558,500
アマダ	7,100	1,467.00	10,415,700
オーエスジー	900	1,794.00	1,614,600
S M C	300	76,360.00	22,908,000
小松製作所	400	3,629.00	1,451,600
クボタ	5,500	2,027.50	11,151,250
荏原製作所	1,300	7,017.00	9,122,100
ダイキン工業	600	23,485.00	14,091,000
栗田工業	700	4,798.00	3,358,600
セガサミーホールディングス	5,600	2,304.50	12,905,200
ホシザキ	400	4,940.00	1,976,000
N T N	3,700	278.70	1,031,190
マキタ	600	3,828.00	2,296,800
三菱重工業	1,400	8,169.00	11,436,600
イビデン	900	7,169.00	6,452,100
ミネベアミツミ	100	2,671.50	267,150
日立製作所	4,100	9,784.00	40,114,400
三菱電機	7,500	1,918.50	14,388,750
富士電機	1,700	6,094.00	10,359,800
安川電機	100	5,409.00	540,900
山洋電気	1,000	5,910.00	5,910,000
K O K U S A I E L E C T R I C	4,500	2,507.00	11,281,500
ソシオネクスト	200	13,820.00	2,764,000
オムロン	300	6,061.00	1,818,300
日本電気	1,300	7,789.00	10,125,700
富士通	800	19,640.00	15,712,000
ルネサスエレクトロニクス	3,500	2,329.50	8,153,250
パナソニック ホールディングス	700	1,430.00	1,001,000

ソニーグループ	5,000	13,240.00	66,200,000
T D K	400	6,039.00	2,415,600
ヒロセ電機	200	16,330.00	3,266,000
横河電機	4,400	3,060.00	13,464,000
アドバンテスト	1,700	4,261.00	7,243,700
キーエンス	400	60,120.00	24,048,000
シスメックス	500	7,751.00	3,875,500
日本マイクロニクス	800	2,503.00	2,002,400
レーザーテック	200	29,300.00	5,860,000
ファナック	1,700	3,859.00	6,560,300
ローム	2,800	2,577.50	7,217,000
浜松ホトニクス	600	6,002.00	3,601,200
村田製作所	13,200	2,938.50	38,788,200
キヤノン	1,400	3,662.00	5,126,800
リコー	2,600	1,190.00	3,094,000
東京エレクトロン	2,500	21,845.00	54,612,500
トヨタ紡織	4,800	2,710.00	13,008,000
デンソー	7,400	2,345.00	17,353,000
日産自動車	1,200	635.50	762,600
トヨタ自動車	39,000	2,817.50	109,882,500
N O K	900	1,903.50	1,713,150
カヤバ	400	4,290.00	1,716,000
本田技研工業	22,300	1,654.00	36,884,200
スズキ	2,700	6,426.00	17,350,200
S U B A R U	1,600	2,746.00	4,393,600
豊田合成	300	3,165.00	949,500
エフ・シー・シー	800	1,809.00	1,447,200
テルモ	100	4,224.00	422,400
オリンパス	1,500	2,086.00	3,129,000
H O Y A	1,500	15,600.00	23,400,000
A & D ホロンホールディングス	400	1,795.00	718,000
朝日インテック	1,200	2,711.50	3,253,800
S H O E I	100	2,130.00	213,000
T O P P A N ホールディングス	2,200	3,331.00	7,328,200
ローランド	400	4,890.00	1,956,000
ピジョン	500	1,614.50	807,250
任天堂	4,900	7,151.00	35,039,900
中部電力	1,500	1,794.50	2,691,750
九州電力	13,000	991.20	12,885,600

東京瓦斯	1,200	3,169.00	3,802,800
大阪瓦斯	2,700	2,711.50	7,321,050
東邦瓦斯	100	2,730.50	273,050
静岡ガス	700	984.00	688,800
西日本旅客鉄道	400	5,844.00	2,337,600
ハマキョウレックス	200	3,855.00	771,000
阪急阪神ホールディングス	2,900	4,626.00	13,415,400
ヤマトホールディングス	1,300	2,545.50	3,309,150
山九	400	4,814.00	1,925,600
丸全昭和運輸	200	3,830.00	766,000
センコーグループホールディングス	1,700	1,029.00	1,749,300
福山通運	1,400	3,590.00	5,026,000
九州旅客鉄道	3,400	3,066.00	10,424,400
日本郵船	3,400	3,605.00	12,257,000
飯野海運	500	1,148.00	574,000
日本航空	3,700	2,839.00	10,504,300
上組	400	3,046.00	1,218,400
コロプラ	100	585.00	58,500
S H I F T	200	32,470.00	6,494,000
GMOペイメントゲートウェイ	500	7,680.00	3,840,000
野村総合研究所	600	4,110.00	2,466,000
シンプレクス・ホールディングス	2,700	2,449.00	6,612,300
メルカリ	600	3,361.00	2,016,600
オービック	100	22,315.00	2,231,500
L I N E ヤフー	16,200	451.20	7,309,440
トレンドマイクロ	500	6,065.00	3,032,500
大塚商会	2,500	5,970.00	14,925,000
日本電信電話	283,300	169.70	48,076,010
K D D I	2,200	4,579.00	10,073,800
ソフトバンク	1,700	1,742.50	2,962,250
GMOインターネットグループ	600	2,329.50	1,397,700
D T S	300	3,245.00	973,500
コナミグループ	1,100	7,940.00	8,734,000
ソフトバンクグループ	3,400	6,305.00	21,437,000
円谷フィールズホールディングス	500	1,568.00	784,000
神戸物産	600	3,619.00	2,171,400
ダイワボウホールディングス	3,100	2,880.50	8,929,550
マクニカホールディングス	300	6,498.00	1,949,400
伊藤忠商事	6,300	5,846.00	36,829,800

丸紅	400	2,302.50	921,000
長瀬産業	1,400	2,270.50	3,178,700
兼松	1,700	1,983.00	3,371,100
三井物産	1,000	5,567.00	5,567,000
住友商事	3,500	3,207.00	11,224,500
三菱商事	5,200	7,071.00	36,769,200
ユアサ商事	300	4,115.00	1,234,500
阪和興業	100	4,315.00	431,500
岩谷産業	1,000	7,154.00	7,154,000
サンリオ	300	7,278.00	2,183,400
ミスミグループ本社	1,400	2,565.00	3,591,000
ローソン	3,500	7,089.00	24,811,500
エービーシー・マート	2,300	2,510.00	5,773,000
アスクル	300	2,059.00	617,700
ジンスホールディングス	900	4,440.00	3,996,000
MonotaRO	1,500	1,473.00	2,209,500
J.フロント リテイリング	700	1,435.00	1,004,500
ZOZO	1,100	3,060.00	3,366,000
三越伊勢丹ホールディングス	6,200	1,676.00	10,391,200
オイシックス・ラ・大地	100	1,256.00	125,600
すかいらーくホールディングス	500	2,273.00	1,136,500
セブン&アイ・ホールディングス	800	5,694.00	4,555,200
トリドールホールディングス	300	3,616.00	1,084,800
FOOD & LIFE COMPANIES	1,200	2,614.50	3,137,400
ハルメクホールディングス	1,600	1,602.00	2,563,200
良品計画	6,200	2,186.50	13,556,300
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	6,500	3,025.00	19,662,500
ゼンショーホールディングス	300	8,054.00	2,416,200
日本瓦斯	600	2,294.50	1,376,700
丸井グループ	300	2,398.50	719,550
イオン	4,800	3,123.00	14,990,400
ファーストリテイリング	200	35,820.00	7,164,000
京都フィナンシャルグループ	1,200	8,254.00	9,904,800
ゆうちょ銀行	300	1,352.00	405,600
あおぞら銀行	1,100	2,960.00	3,256,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	55,800	1,222.50	68,215,500
三井住友トラスト・ホールディングス	3,700	5,489.00	20,309,300
三井住友フィナンシャルグループ	5,800	6,925.00	40,165,000

ふくおかフィナンシャルグループ	2,700	3,637.00	9,819,900
山陰合同銀行	400	977.00	390,800
セブン銀行	9,700	291.60	2,828,520
みずほフィナンシャルグループ	3,200	2,420.00	7,744,000
山口フィナンシャルグループ	1,600	1,289.00	2,062,400
S B Iホールディングス	300	3,252.00	975,600
大和証券グループ本社	19,000	939.30	17,846,700
野村ホールディングス	5,000	602.40	3,012,000
松井証券	2,200	743.00	1,634,600
S O M P Oホールディングス	800	6,467.00	5,173,600
アニコムホールディングス	1,500	569.00	853,500
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	4,100	5,575.00	22,857,500
第一生命ホールディングス	9,400	2,984.00	28,049,600
東京海上ホールディングス	1,700	3,417.00	5,808,900
イオンフィナンシャルサービス	800	1,236.50	989,200
アコム	600	345.90	207,540
オリエントコーポレーション	200	1,057.00	211,400
オリックス	6,900	2,661.50	18,364,350
ヒューリック	7,700	1,387.50	10,683,750
オープンハウスグループ	600	5,052.00	3,031,200
三井不動産	10,000	3,380.00	33,800,000
スターツコーポレーション	600	2,899.00	1,739,400
トーセイ	3,000	1,900.00	5,700,000
サンフロンティア不動産	300	1,462.00	438,600
M I X I	1,200	2,317.00	2,780,400
日本M & Aセンターホールディングス	500	664.20	332,100
パーソルホールディングス	13,500	250.60	3,383,100
カカクコム	500	1,660.00	830,000
エムスリー	3,300	2,586.00	8,533,800
インフォマート	500	443.00	221,500
電通グループ	800	4,483.00	3,586,400
オリエンタルランド	4,200	5,091.00	21,382,200
ユー・エス・エス	500	2,900.50	1,450,250
サイバーエージェント	1,000	816.70	816,700
エン・ジャパン	1,100	2,381.00	2,619,100
テクノプロ・ホールディングス	600	3,277.00	1,966,200
リクルートホールディングス	4,700	4,730.00	22,231,000
日本郵政	8,000	1,286.00	10,288,000

ソラスト	1,200	591.00	709,200	
メイテックグループホールディングス	1,100	2,784.00	3,062,400	
ベネッセホールディングス	500	1,791.50	895,750	
日本円 小計	1,016,500		2,181,275,190	

米ドル	CHEVRON CORP	490	142.40	69,776.00
	EXXON MOBIL CORP	760	102.93	78,226.80
	3M CO	720	92.32	66,470.40
	HASBRO INC	1,090	44.04	48,003.60
	WHIRLPOOL CORP	350	112.16	39,256.00
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	2,240	21.00	47,040.00
	ALTRIA GROUP INC	2,170	40.20	87,234.00
	KRAFT HEINZ CO/THE	201	33.17	6,667.17
	CARDINAL HEALTH INC	550	102.27	56,248.50
	AMGEN INC	386	273.26	105,478.36
	GILEAD SCIENCES INC	1,180	77.90	91,922.00
	MERCK & CO. INC.	720	104.40	75,168.00
	PFIZER INC	1,760	30.82	54,243.20
	M & T BANK CORP	566	119.34	67,546.44
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	500	84.77	42,385.00
	CME GROUP INC	210	212.55	44,635.50
	WESTERN UNION CO	4,640	11.74	54,473.60
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	430	109.20	46,956.00
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	440	99.84	43,929.60
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	610	148.03	90,298.30
	MICROSOFT CORP	440	363.20	159,808.00
	CISCO SYSTEMS INC	1,510	53.00	80,030.00
	HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	2,790	15.74	43,914.60
	JUNIPER NETWORKS INC	2,190	26.83	58,757.70
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	1,350	71.86	97,011.00
	AT&T INC	3,164	15.65	49,516.60
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	1,300	35.77	46,501.00
	CONSOLIDATED EDISON INC	980	88.68	86,906.40
	DTE ENERGY COMPANY	730	98.54	71,934.20
	DUKE ENERGY CORP	700	88.36	61,852.00
	ENTERGY CORP	760	97.00	73,720.00
	EXELON CORP	890	39.58	35,226.20
	NISOURCE INC	1,700	24.98	42,466.00
	PPL CORPORATION	1,930	25.65	49,504.50
BROADCOM INC	90	911.13	82,001.70	
INTEL CORP	2,240	37.92	84,940.80	
QUALCOMM INC	350	120.06	42,021.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	464	145.22	67,382.08	

米ドル 小計		43,591		2,449,452.25 (370,063,245)
カナダドル	BANK OF NOVA SCOTIA	1,090	58.63	63,906.70
	CI FINANCIAL CORP	2,660	13.64	36,282.40
	BCE INC	1,300	53.32	69,316.00
カナダドル 小計		5,050		169,505.10 (18,560,808)
ユーロ	TOTALENERGIES SE	383	60.78	23,278.74
	HANNOVER RUECK SE	630	206.40	130,032.00
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	305	374.00	114,070.00
	ELISA OYJ	915	42.00	38,430.00
	ORANGE S.A.	5,281	10.96	57,922.00
	FORTUM OYJ	4,593	11.86	54,495.94
	IBERDROLA SA	2,743	10.46	28,705.49
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	6,649	7.39	49,149.40
ユーロ 小計		21,499		496,083.57 (80,211,752)
イギリスポンド	BP PLC	2,388	4.77	11,394.34
	RIO TINTO PLC	593	52.03	30,853.79
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,175	25.26	29,686.37
	IMPERIAL BRANDS PLC	3,039	18.01	54,732.39
	ABRDN PLC	9,834	1.64	16,191.68
イギリスポンド 小計		17,029		142,858.57 (26,495,978)
スイスフラン	SWISS RE AG	721	98.70	71,162.70
	SWISSCOM AG-REG	111	510.40	56,654.40
	SWISS PRIME SITE-REG	756	83.10	62,823.60
スイスフラン 小計		1,588		190,640.70 (32,012,386)
スウェーデンクローナ	TELIA CO AB	9,342	24.17	225,796.14
スウェーデンクローナ 小計		9,342		225,796.14 (3,127,276)
オーストラリアドル	FORTESCUE METALS GROUP LTD	3,620	23.10	83,622.00
	TABCORP HOLDINGS LTD	26,570	0.80	21,388.85
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	31,620	3.68	116,361.60
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	3,693	29.17	107,724.81
	ASX LTD	1,705	57.34	97,764.70

オーストラリアドル 小計		67,208		426,861.96 (41,294,626)	
香港ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	23,500	20.85	489,975.00	
	CLP HOLDINGS LTD	5,000	58.00	290,000.00	
香港ドル 小計		28,500		779,975.00 (15,076,916)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	3,300	33.33	109,989.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	21,900	2.36	51,684.00	
シンガポールドル 小計		25,200		161,673.00 (18,003,905)	
合 計		1,235,507		2,786,122,082 (604,846,892)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
----	-----	-----	------	-----	----

日本円	国債証券	第453回利付国債2年	5,000,000	4,992,450	
		第454回利付国債2年	13,000,000	12,998,700	
		第143回利付国債5年	52,000,000	52,070,200	
		第148回利付国債5年	43,000,000	42,854,660	
		第154回利付国債5年	4,000,000	3,974,000	
		第156回利付国債5年	14,000,000	13,943,160	
		第157回利付国債5年	2,000,000	1,988,820	
		第160回利付国債5年	6,000,000	5,956,440	
		第8回利付国債40年	2,000,000	1,839,640	
		第10回利付国債40年	2,000,000	1,575,580	
		第16回利付国債40年	8,000,000	6,849,680	
		第351回利付国債10年	13,000,000	12,846,730	
		第353回利付国債10年	23,000,000	22,637,290	
		第360回利付国債10年	27,000,000	26,162,190	
		第361回利付国債10年	21,000,000	20,283,900	
		第363回利付国債10年	6,000,000	5,752,380	
		第364回利付国債10年	5,000,000	4,776,450	
		第365回利付国債10年	4,000,000	3,808,480	
		第367回利付国債10年	10,000,000	9,543,600	
		第371回利付国債10年	8,000,000	7,693,840	
		第372回利付国債10年	40,000,000	39,872,400	
		第46回利付国債30年	3,000,000	2,959,290	
		第49回利付国債30年	3,000,000	2,890,200	
		第50回利付国債30年	2,000,000	1,698,760	
		第56回利付国債30年	5,000,000	4,179,350	
		第60回利付国債30年	6,000,000	5,072,520	
		第63回利付国債30年	1,000,000	733,380	
		第64回利付国債30年	4,000,000	2,921,560	
		第67回利付国債30年	2,000,000	1,529,660	
		第69回利付国債30年	3,000,000	2,345,340	
		第74回利付国債30年	3,000,000	2,518,680	
		第80回利付国債30年	19,000,000	19,338,010	
		第142回利付国債20年	4,000,000	4,356,240	
		第149回利付国債20年	5,000,000	5,308,500	
		第153回利付国債20年	9,000,000	9,329,310	
		第157回利付国債20年	11,000,000	9,903,740	
		第164回利付国債20年	12,000,000	10,931,040	
		第169回利付国債20年	9,000,000	7,761,690	
		第173回利付国債20年	2,000,000	1,718,900	

		第174回利付国債20年	3,000,000	2,564,520
		第176回利付国債20年	7,000,000	6,031,830
		第185回利付国債20年	18,000,000	16,718,940
		第186回利付国債20年	3,000,000	2,984,010
日本円合計			442,000,000	426,216,060
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	620,000.00	479,967.19
		US TREASURY N/B 1.875%	380,000.00	311,065.62
		US TREASURY N/B 1.875%	780,000.00	511,448.44
		US TREASURY N/B 2.375%	220,000.00	203,998.43
		US TREASURY N/B 2.375%	100,000.00	64,328.12
		US TREASURY N/B 2.5%	550,000.00	541,707.02
		US TREASURY N/B 2.625%	990,000.00	900,513.28
		US TREASURY N/B 2.75%	950,000.00	892,925.78
		US TREASURY N/B 2.75%	540,000.00	470,896.87
		US TREASURY N/B 2.875%	260,000.00	229,775.00
		US TREASURY N/B 2%	110,000.00	65,037.50
		US TREASURY N/B 3.75%	560,000.00	534,537.50
		US TREASURY N/B 3.75%	615,000.00	528,611.71
		US TREASURY N/B 4.75%	340,000.00	339,548.43
		US TREASURY N/B 4%	850,000.00	831,074.22
米ドル合計			7,865,000.00	6,905,435.11 (1,043,273,136)
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 1.0%	300,000.00	271,392.00
		CANADA-GOV'T 2%	40,000.00	29,132.80
		CANADA-GOV'T 3%	110,000.00	107,978.20
カナダドル合計			450,000.00	408,503.00 (44,731,078)
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 10%	2,400,000.00	2,393,400.00
		MEXICAN BONOS 7.75%	2,750,000.00	2,492,666.00
メキシコペソ合計			5,150,000.00	4,886,066.00 (42,097,367)

ユーロ	国債証券	BELGIAN 0%	180,000.00	160,479.00	
		BELGIAN 0347 0.9%	25,000.00	22,391.25	
		BELGIAN 0348 1.7%	30,000.00	19,773.00	
		BELGIAN 1.4%	60,000.00	34,740.00	
		BTPS 1.1%	290,000.00	266,510.00	
		BTPS 1.45%	100,000.00	70,970.00	
		BTPS 1.65%	240,000.00	204,456.00	
		BTPS 2.45%	150,000.00	98,760.00	
		BTPS 3.85%	50,000.00	43,140.00	
		BTPS 5%	40,000.00	41,048.00	
		BUNDESUBL-180 0%	710,000.00	687,067.00	
		BUNDESUBL-186 1.3%	60,000.00	57,121.80	
		DEUTSCHLAND REP 0%	130,000.00	95,434.30	
		DEUTSCHLAND REP 0%	310,000.00	220,217.80	
		DEUTSCHLAND REP 1.25%	70,000.00	50,953.00	
		FRANCE O.A.T. 0.5%	200,000.00	175,320.00	
		FRANCE O.A.T. 0.5%	190,000.00	118,351.00	
		FRANCE O.A.T. 0.75%	180,000.00	88,758.00	
		FRANCE O.A.T. 0%	160,000.00	129,936.00	
		FRANCE O.A.T. 0%	90,000.00	70,731.00	
		FRANCE O.A.T. 1.25%	70,000.00	57,673.00	
		FRANCE O.A.T. 1.25%	200,000.00	156,740.00	
		FRANCE O.A.T. 1.75%	500,000.00	491,000.00	
		FRANCE O.A.T. 2.75%	230,000.00	227,516.00	
		IRISH GOVT 1.1%	300,000.00	272,355.00	
		NETHERLANDS GOVT 0.5%	40,000.00	26,844.00	
		SPANISH GOV'T 0.8%	230,000.00	210,519.00	
SPANISH GOV'T 1.25%	100,000.00	86,750.00			
SPANISH GOV'T 2.7%	190,000.00	146,452.00			
SPANISH GOV'T 4.7%	30,000.00	32,397.00			
ユーロ合計		5,155,000.00	4,364,403.15	(705,680,345)	
イギリス bond	国債証券	TREASURY 4.5%	90,000.00	91,350.00	
		UK TSY GILT 1.75%	430,000.00	245,272.00	
		UK TSY GILT 1%	265,000.00	260,336.00	
イギリスbond合計		785,000.00	596,958.00	(110,717,800)	

スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 0.75%	220,000.00	200,714.80
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	170,000.00	181,976.50
スウェーデンクローナ合計			390,000.00	382,691.30 (5,300,274)
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.375%	290,000.00	249,255.00
ノルウェークローネ合計			290,000.00	249,255.00 (3,364,942)
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	380,000.00	336,262.00
ポーランドズロチ合計			380,000.00	336,262.00 (12,234,859)
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 0.25%	240,000.00	229,968.00
		AUSTRALIAN GOVT. 1.5%	420,000.00	340,301.64
オーストラリアドル合計			660,000.00	570,269.64 (55,167,884)
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T 2.875%	100,000.00	98,250.00
シンガポールドル合計			100,000.00	98,250.00 (10,941,120)
マレーシアリングgit	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.899%	390,000.00	393,403.14
マレーシアリングgit合計			390,000.00	393,403.14 (12,659,752)
イスラエルシェケル	国債証券	(DIRTY) ISRAEL FIXED 1%	200,000.00	167,440.00
イスラエルシェケル合計			200,000.00	167,440.00 (6,609,827)
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.37%	1,970,000.00	1,965,275.94
		CHINA GOVT BOND 3.02%	5,480,000.00	5,584,799.52
人民元合計			7,450,000.00	7,550,075.46 (156,515,329)
合計				2,635,509,773 (2,209,293,713)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 38銘柄	6.5%		13.2%
	国債証券 15銘柄		18.4%	37.1%
カナダドル	株式 3銘柄	0.3%		0.7%
	国債証券 3銘柄		0.8%	1.6%
メキシコペソ	国債証券 2銘柄		0.7%	1.5%
ユーロ	株式 8銘柄	1.4%		2.9%
	国債証券 30銘柄		12.5%	25.1%
イギリスポンド	株式 5銘柄	0.5%		0.9%
	国債証券 3銘柄		2.0%	3.9%
スイスフラン	株式 3銘柄	0.6%		1.1%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	0.1%		0.1%
	国債証券 2銘柄		0.1%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄		0.1%	0.1%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄		0.2%	0.4%
オーストラリアドル	株式 5銘柄	0.7%		1.5%
	国債証券 2銘柄		1.0%	2.0%
香港ドル	株式 2銘柄	0.3%		0.5%
シンガポールドル	株式 2銘柄	0.3%		0.6%
	国債証券 1銘柄		0.2%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券 1銘柄		0.2%	0.4%
イスラエルシェケル	国債証券 1銘柄		0.1%	0.2%
人民元	国債証券 2銘柄		2.8%	5.6%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

(2023年11月30日現在)

【純資産額計算書】

スーパーバランス（毎月分配型）

資産総額	7,216,531,349 円
負債総額	30,492,802 円
純資産総額（ - ）	7,186,038,547 円
発行済口数	7,001,683,396 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0263 円
（1万口当たり純資産額）	（10,263 円）

（参考）

純資産額計算書

スーパーバランス マザーファンド

資産総額	5,794,441,020 円
負債総額	185,424,783 円
純資産総額（ - ）	5,609,016,237 円
発行済口数	2,745,069,777 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0433 円
（1万口当たり純資産額）	（20,433 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

< 過去5年間における資本金の額の推移 >

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年11月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	154 本	1,718,167,030,036 円
	単位型	25 本	375,435,137,176 円
公社債投資信託	単位型	17 本	33,195,171,673 円
合計		196 本	2,126,797,338,885 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,881,852	8,159,062
前払費用	200,271	179,217
未収委託者報酬	1,515,280	1,563,160
未収運用受託報酬	312,387	361,904
未収投資助言報酬	32,339	24,256
未収還付法人税等	-	4,412
その他	9,953	4,395
流動資産合計	10,952,085	10,296,408
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 657,578	¹ 607,478
器具備品	¹ 273,616	¹ 276,216
建設仮勘定	-	6,519
有形固定資産合計	931,194	890,213
無形固定資産		
ソフトウェア	176,635	136,499
ソフトウェア仮勘定	27,900	109,350
無形固定資産合計	204,535	245,849
投資その他の資産		
投資有価証券	6,531	7,430
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	19,485	6,571
前払年金費用	240,647	231,980
繰延税金資産	29,735	76,854
投資その他の資産合計	596,399	622,836
固定資産合計	1,732,130	1,758,899
資産合計	12,684,216	12,055,307

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	760,150	1,096,807
未払金	1,014,467	1,245,866
未払手数料	500,292	536,736
その他未払金	514,174	709,129
未払費用	40,746	40,398
未払法人税等	336,717	28,605
未払消費税等	254,752	18,799
賞与引当金	165,699	161,326
前受収益	3,666	4,400
流動負債合計	2,576,200	2,596,204
固定負債		
長期未払金	86,543	34,593
資産除去債務	228,039	228,527
固定負債合計	314,582	263,121
負債合計	2,890,782	2,859,325
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,103,933	1,506,551
利益剰余金合計	5,278,975	4,681,593
株主資本合計	9,793,758	9,196,377
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	325	395
評価・換算差額等合計	325	395
純資産合計	9,793,433	9,195,981
負債・純資産合計	12,684,216	12,055,307

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,916,562	7,810,512
受入手数料	40,707	46,755
運用受託報酬	2,132,888	2,254,971
投資助言報酬	438,441	109,615
その他収益	10,000	11,333
営業収益合計	10,538,599	10,233,188
営業費用		
支払手数料	2,129,117	2,116,950
広告宣伝費	46,842	55,964
公告費	250	125
調査費	2,446,317	2,731,969
調査費	803,814	1,117,746
委託調査費	1,642,503	1,614,223
委託計算費	439,674	470,893
営業雑経費	145,382	141,118
通信費	21,451	16,614
印刷費	106,245	97,238
協会費	10,338	10,902
諸会費	7,239	7,797
営業雑費	106	8,564
営業費用合計	5,207,584	5,517,022
一般管理費		
給料	2,193,365	2,295,942
役員報酬	65,537	99,248
給料・手当	1,647,697	1,710,552
賞与	444,284	450,959
その他報酬給与	35,846	35,181
賞与引当金繰入	165,699	161,326
法定福利費	326,765	349,559
福利厚生費	31,829	41,214
交際費	2,525	2,290
寄付金	11,484	12,935
旅費交通費	6,856	13,772
租税公課	84,051	75,751
不動産賃借料	450,152	448,574
退職給付費用	56,072	84,351
固定資産減価償却費	203,922	191,988
事務委託費	275,646	395,265
諸経費	73,144	60,540
一般管理費合計	3,881,516	4,133,514
営業利益	1,449,498	582,651

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取利息	107	101
受取配当金	270	11
投資有価証券売却益	145	-
保険契約返戻金・配当金 為替差益	¹ 1,810	¹ 2,013
雑益	1,551	1,051
営業外収益合計	4,039	3,178
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	22
投資有価証券償還損	-	264
為替差損	-	928
雑損失	524	676
営業外費用合計	524	1,892
経常利益	1,453,013	583,937
税引前当期純利益	1,453,013	583,937
法人税、住民税及び事業税	462,476	223,449
法人税等調整額	14,436	47,087
法人税等合計	448,039	176,361
当期純利益	1,004,974	407,576

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986
当期変動額					
剰余金の配当			853,201	853,201	853,201
当期純利益			1,004,974	1,004,974	1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	151,772	151,772	151,772
当期末残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	251	251	9,642,237
当期変動額			
剰余金の配当			853,201
当期純利益			1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	577	577	577
当期変動額合計	577	577	151,195
当期末残高	325	325	9,793,433

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758
当期変動額					
剰余金の配当			1,004,958	1,004,958	1,004,958
当期純利益			407,576	407,576	407,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	597,381	597,381	597,381
当期末残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	325	325	9,793,433
当期変動額			
剰余金の配当			1,004,958
当期純利益			407,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	69	69	69
当期変動額合計	69	69	597,451
当期末残高	395	395	9,195,981

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度にかかるものについては記載していません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	67,791千円	117,891千円
器具備品	322,366千円	314,492千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,810千円	2,013千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通 株式	853,201,338円	45,174円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1年内	470,945	476,805
1年超	1,092,037	635,740
合計	1,562,983	1,112,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信

用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度 (2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 其他有価証券	6,531	6,531	-
(2) 長期差入保証金	300,000	284,045	15,954
資産計	306,531	290,576	15,954
(1) 長期未払金	86,543	86,624	81
負債計	86,543	86,624	81

当事業年度 (2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 其他有価証券	7,430	7,430	-
(2) 長期差入保証金	300,000	285,178	14,821
資産計	307,430	292,609	14,821
(1) 長期未払金	34,593	34,616	22
負債計	34,593	34,616	22

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの	-	960	3,595	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,960	3,595	-

当事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの	-	1,971	3,466	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	301,971	3,466	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

投資有価証券はすべて投資信託であり、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従い、経過措置を適用した投資信託は記載しておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は6,531千円であります。

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	7,430	-	7,430
資産計	-	7,430	-	7,430

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	284,045	284,045
資産計	-	-	284,045	284,045
長期未払金	-	-	86,624	86,624
負債計	-	-	86,624	86,624

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	285,178	285,178
資産計	-	-	285,178	285,178
長期未払金	-	-	34,616	34,616
負債計	-	-	34,616	34,616

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,008	1,000	8
小計	1,008	1,000	8
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,523	6,000	476
小計	5,523	6,000	476
合計	6,531	7,000	468

当事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,207	2,000	207
小計	2,207	2,000	207
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,223	6,000	776
小計	5,223	6,000	776
合計	7,430	8,000	569

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	2,145	145	-

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	977	-	22

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	223,189	千円
退職給付費用	56,072	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	73,530	"
前払年金費用の期末残高	240,647	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	764,992	千円
年金資産	1,005,913	"
	240,920	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,647	"
前払年金費用	240,647	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,647	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	56,072	千円
----------------	--------	----

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	240,647	千円
退職給付費用	84,351	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	75,683	"
前払年金費用の期末残高	231,980	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	842,277	千円
年金資産	1,074,530	"
	232,253	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	231,980	"
前払年金費用	231,980	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	231,980	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	84,351	千円
----------------	--------	----

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	50,737	千円	49,398	千円
未払事業税	23,129	"	8,166	"
資産除去債務	69,825	"	69,975	"
ソフトウェア	16,720	"	93,111	"
未払賃借料	42,406	"	26,499	"
その他	33,836	"	29,452	"
繰延税金資産小計	236,654	"	276,603	"
評価性引当額	69,825	"	69,975	"
繰延税金資産合計	166,829	"	206,628	"
繰延税金負債				
資産除去費用	63,406	"	58,741	"
前払年金費用	73,686	"	71,032	"
繰延税金負債合計	137,093	"	129,774	"
繰延税金資産の純額	29,735	"	76,854	"

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「ソフトウェア」（前事業年度16,720千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
期首残高	227,552	千円	228,039	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	486	"	488	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	-	"
期末残高	228,039	"	228,527	"

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,916,562	40,707	2,132,888	438,441	10,000	10,538,599

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,810,512	46,755	2,254,971	109,615	11,333	10,233,188

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	150,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	159,741	未収運用受託報酬	175,715
							支払手数料	547,750	未払手数料	163,207

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	100,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	450,439	未収運用受託報酬	231,200
							支払手数料	552,479	未払手数料	169,612

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	518,527円74銭	486,894円79銭
1株当たり当期純利益金額	53,209円83銭	21,579円74銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,793,433	9,195,981
普通株式に係る純資産額(千円)	9,793,433	9,195,981
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益(千円)	1,004,974	407,576
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,004,974	407,576
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2023年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,764,605
未収委託者報酬	1,774,450
未収運用受託報酬	684,405
未収投資助言報酬	15,336
その他	278,201
流動資産合計	10,516,999
固定資産	
有形固定資産	
建物	¹ 582,428
器具備品	¹ 243,475
建設仮勘定	636
有形固定資産合計	826,539
無形固定資産	
ソフトウェア	211,185
ソフトウェア仮勘定	23,155
無形固定資産合計	234,340
投資その他の資産	
投資有価証券	5,528
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	4,408
前払年金費用	331,147
繰延税金資産	35,083
投資その他の資産合計	676,166
固定資産合計	1,737,047
資産合計	12,254,046

当中間会計期間末
(2023年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金	1,305,320
未払手数料	639,462
未払法人税等	153,234
賞与引当金	156,910
その他	² 596,593
流動負債合計	2,851,522

固定負債

長期未払金	8,619
資産除去債務	228,772
固定負債合計	237,391

負債合計

3,088,913

純資産の部

株主資本

資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783

利益剰余金

利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,475,635
利益剰余金合計	4,650,677

株主資本合計

9,165,460

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	327
評価・換算差額等合計	327

純資産合計

9,165,133

負債・純資産合計

12,254,046

中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	4,103,592
受入手数料	20,104
運用受託報酬	1,163,668
投資助言報酬	36,767
その他収益	6,000
営業収益合計	5,330,132
営業費用	
支払手数料	1,210,890
その他営業費用	1,574,518
営業費用合計	2,785,408
一般管理費	¹ 2,004,823
営業利益	539,900
営業外収益	² 2,682
営業外費用	2,607
経常利益	539,975
税引前中間純利益	539,975
法人税、住民税及び事業税	121,588
法人税等調整額	41,741
法人税等合計	163,329
中間純利益	376,646

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377
当中間期変動額					
剰余金の配当			407,562	407,562	407,562
中間純利益			376,646	376,646	376,646
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	30,916	30,916	30,916
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,475,635	4,650,677	9,165,460

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	395	395	9,195,981
当中間期変動額			
剰余金の配当			407,562
中間純利益			376,646
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	67	67	67
当中間期変動額合計	67	67	30,848
当中間期末残高	327	327	9,165,133

[注記事項]

(重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 6年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. 重要な収益及び費用の計上基準	
投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。	

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2023年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	142,941千円
器具備品	354,572千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	65,129千円
無形固定資産	32,911千円
2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	2,098千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1年内	476,805
1年超	397,337
合計	874,142

(注) 中途解約不能な定期建物賃借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	5,528	5,528	-
(2) 長期差入保証金	300,000	266,935	33,064
資産計	305,528	272,463	33,064
(1) 長期未払金	8,619	8,617	1
負債計	8,619	8,617	1

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	-	-	-
その他の有価証券	-	5,528	-	5,528
資産計	-	5,528	-	5,528

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	266,935	266,935
資産計	-	-	266,935	266,935
長期未払金	-	-	8,617	8,617
負債計	-	-	8,617	8,617

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間末（2023年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,066	1,000	66
小計	1,066	1,000	66
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	4,461	5,000	538
小計	4,461	5,000	538
合計	5,528	6,000	472

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	228,527千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	244千円
当中間会計期間末残高	<u>228,772千円</u>

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他	合計
外部顧客への売上高	4,103,592	20,104	1,163,668	36,767	6,000	5,330,132

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	485,261円45銭
1株当たり中間純利益金額	19,942円08銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益金額(千円)	376,646
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	376,646
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、その他重要事項

(イ) 定款の変更

2023年6月29日付で当社株券を不発行とする定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

2023年7月28日開催の取締役会において、アライアンス・グローバル・インベスターズ・グループと富国生命がそれぞれ保有する当社株式について、明治安田生命を譲受人とする株式譲渡が承認されました。これを受け、2023年8月29日付で明治安田生命は当社の100%株主となりました。

(2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(2023年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2023年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	
第四北越証券株式会社 1	600	
楽天証券株式会社	19,495	
松井証券株式会社	11,945	
aucapcom証券株式会社	7,196	
株式会社関西みらい銀行	38,971	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
全国信用協同組合連合会 2	111,875	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

1 新規販売を停止しています。

2 全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

(3) 投資顧問会社

(2023年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
りそなアセットマネジメント株式会社	1,000	投資運用業、投資助言・代理業（投資助言業）を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託者は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

名称、資本金の額および事業の内容

(2023年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

資本関係

該当ありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
 - ・詳細情報の入手方法
 - 委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まます。）、電話番号および受付時間等
 - 請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載する場合があります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 交付目論見書の「3. 運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (11) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

熊木 幸雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林 広樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年1月12日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランス（毎月分配型）の2023年5月10日から2023年11月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランス（毎月分配型）の2023年11月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊木幸雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林広樹**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。